

# 清掃センターからのお知らせとお願い

〔清掃センター管理課〕22-2734番、FAX24-7787番

## くつやカバンは燃やせるごみへ

4月から、燃やせるごみの区分が変更になりました。「ごみの収集カレンダー」で、再度、確認をしてください。

区分が変更されたごみ くつ、スリッパ、長靴、ブーツなどの靴類（スキー靴、スケート靴などの特殊な靴は除く）、ポールのなどのゴム製品、カバン、グローブなどの皮革製品、スポンジ

## 種類や用途に応じて指定の袋をご使用ください

ごみは、市指定の専用袋で集積所に出してください。（左の図）

## 廃食用油の回収拠点が増えました

彦根市では、家庭からの廃食用油（使用済みてんぷら油や消費期限切れ食用油を含む）を回収しています。現在、次の10か所に回収ボックスを設置しています。

回収ボックス設置場所 市役所1階（生活環境課）、清掃センター、福祉保健センター、支所・各出張所（河瀬出張所、亀山出張所は、4月に新設）、旭森地区公民館、銀座リサイクルステーション  
※清掃センターと旭森地区公民館以外の持ち込みは、施設の開庁時間のみとなります。  
※容器のふたは、しっかりと閉めて出してください。

## ごみの種類と指定袋

燃やせるごみ	家庭ごみ	店舗や事業からのごみ
「家庭用」燃やせるごみ指定袋をご利用ください。 ※新聞、雑誌、段ボールと、長さ60cm以内、太さ5cm以内の枝木は、ひもでしばって出すことができます。	「事業用」燃やせるごみ指定袋を、使用してください。 ※必ず、「特別収集証紙」を貼って出してください。	店舗や事業所から出る「プラスチックごみ」は、産業廃棄物となるため、市では処理ができません。産業廃棄物処理業者にご相談ください。
プラスチックごみ	プラスチックごみ指定袋をご利用ください。 ※食品などで汚れたものは、汚れを取り除き、軽く洗ってから出してください。	店舗や事業所から出る「陶器類その他ごみ」は、産業廃棄物となるため、市では処理ができません。産業廃棄物処理業者にご相談ください。
陶器類その他ごみ	陶器類その他ごみ指定袋をご利用ください。 ※電池は、別の透明な袋に入れ、指定袋とは分けて、集積所などに出してください。	

# 消費生活相談窓口つうしん 第18回

## こんな相談がありました!!

### 振り込め詐欺に気がついて

消費生活相談窓口 ☎22-11411 番内線 173 番



#### 相談事例

個人情報管理と、債権回収代行を兼務する「(勸)国民●●支援センター」という業者から、携帯電話に料金請求の電話があった。携帯電話で無料サイトを利用し、無料期間中に退会手続きをしていないので、登録料と延滞金を払わなければならないということだった。そのような規定は見なかったが、サイト名に覚えがあったので、4万円を振り込んだ。

次に、「あなたの個人情報」が130件も流出している。放置していると大変な事になる。削除するには12万円必要」と言われ、言われたとおりに振り込んだ。さらに、「あなたの個人情報」を削除しているときに、専用のパソコンが故障した。完全削除するには、パソコン修復費30万円が必要」と言われて、これも振り込んだ。このように色々と言われ、手持ち金500万円を振り込まされた。

「もうお金がない」と言いつつ、

(30歳代 女性)

サラ金2社から35万円を借りさせられ、次には、手持ちのクレジットカードで20万円をキャッシングさせられた。さらに、クレジットカードで回数券を約85万円分購入し、金券ショップで換金して振り込むよう指示され、すべて指示どおりに振り込んだ。

このようにして、最終的には、14回にわたって、総額約640万円を振り込んだ。

(勸)国民●●支援センターからは、「500万円は、最終振込日の2週間後に返し、サラ金とクレジットカードは、(勸)国民●●支援センターとクレジット会社、サラ金との間で清算するので、私には一切負担は掛からない」と言われたが、返金日(今日)に振り込み返金されず、朝から電話をしても繋がらない。サラ金の1回目の返済日が近づいているが、私が払わなければならないか。

## 万が一のときのために登録を!

# 災害時の避難支援制度

災害が起こったときに、一人暮らしの高齢者や、重度の障害がある人など、自力で避難することが困難な人が、地域で支援を受けられるようにするため、「災害時要援護者支援制度」を創設します。

これにともない、高齢者や障害のある人の「災害時要援護者登録台帳」を作成します。  
次の「ア」「イ」の両方に該当する人で、災害時などに、地域での支援を希望する人は、登録してください。

### 災害時要援護者の登録条件

- 次の①～⑥のいずれかに該当する高齢者、または障害者であること
  - 満75歳以上の同居の高齢者または満75歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者
  - 要介護3・4・5の認定を受けている人
  - 身体障害者手帳1・2級を所持する人
  - 療育手帳A1・A2を所持する人
  - 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する人
  - 右の①～⑤に準じる状態にある人で、特に災害時の支援を必要とする人
- イ. 登録に必要な個人情報の提供に同意できること

### 登録の方法

災害時要援護者として、登録を希望する人は、福祉保健センター(社会福祉課・介護福祉課・障害福祉課、市役所(総務課、支所・出張所に備えてある「彦根市災害時要援護者登録申請書兼同意書」に必要事項を記入して、提出してください。なお、災害時において、避難誘導、救出活動、安否確認などの支援をしていただける、「地域支援者」の選任をお願いします。

※登録には印鑑が必要です。

### 登録情報の活用

申請書に基づく情報は、関係機関や地域支援者、民生委員児童委員、自主防災組織および自治会に提供し、災害時の支援体制の整備に活用します。

問い合わせ先・申請先 〔社会福祉課〕☎23-95900番、FAX26-17680番、〔介護福祉課〕☎23-96600番、FAX26-17680番、〔障害福祉課〕☎27-9981番、FAX26-17677番、〔総務課〕☎30-6100番、FAX22-13008番



いことになっています。

この事例は、支払い義務のない代金を支払ったことから、「お金を支払う人」とみなされ、その結果、さまざまな名目の代金を、次々と要求され、被害が拡大してしまつた振り込め詐欺です。被害は、振り込んだお金だけでなく、サラ金とクレジットカード利用分(140万円+利息)の今後の返済にまでおよびます。すぐに警察に被害届を提出する一方で、この業者の電話番号登録が確認できたので、少しでも被害回復の見込みがないか、弁護士相談を受けることになりました。また、最終振込みから2週間経っていました。業者の銀行口座凍結を、当相談窓口から手配しました。

### 還付金詐欺にも「注意」

「広報ひこね」2月15日号でもお知らせした「還付金詐欺」も周期的に被害が発生しています。役所が還付金のために、ATM現金自動預払い機)の操作をお願いしたり、振込口座を口頭でお尋ねすることは決してありません。一旦払ってしまったお金の被害回復は、ほとんど見込みがありません。くれぐれも、振り込む前に家族や友人、役所や警察などに「ご相談ください」。

